「RIRIFE Premium」利用規約

制定日：2026 年 10 月 20 日

HTB エナジー株式会社（以下「当社」といいます。）がユーザーと利用契約を締結し、株式会社 ClassLab.（以下「運営元」といいます。）が実際のサービス運営及び顧客対応を行う端末機器用アプリ「RIRIFE Premium」（以下「本アプリ」といいます。）は、この「RIRIFE Premium」利用規約（以下「本規約」といいます。）に従って提供されます。

第 1 条 適用

1. 本規約（次項に定める個別規定がある場合は、個別規定を含むものとします。以下同じ。）は、本アプリ及びこれに付帯するサービス（以下「本サービス」といいます。）を利用する全てのユーザーと当社との間における一切の関係について適用されるものとします。
2. 当社は、自らの判断で規約、注意事項、プライバシーポリシー、ガイドライン及び随時ユーザーに対して行う通知等（以下「個別規定」といいます。）を定めることができるものとします。個別規定が定められた場合、ユーザーには、本規約のほか当該個別規定も適用されるものとします。
3. 本規約の規定と前項の個別規定の内容が矛盾する場合には、本規約が優先して適用されるものとし、矛盾しない限り、最新の本規約又は個別規定が優先して適用されるものとします。
4. ユーザーは、当社が別途指定する電気需給契約（以下「対象電気需給契約」といいます。）の申込みを行った時点で、本規約の全ての事項に同意の上、本サービスの利用を申し込んだものとみなされます。
5. 当社は、本規約をいつでも任意に変更することができるものとします。
6. 当社は、本規約を変更した場合、変更した本規約を適宜の場所に掲載するものとし、変更後の本規約は、当該掲載時から効力を生じるものとします。変更した本規約が掲載された後に、ユーザーが本アプリの利用を継続した場合、ユーザーは本規約の変更に同意したものとみなします。
7. ユーザーは、本アプリのシステム運営、サービスの提供、及び本サービスに伴う顧客対応等の業務を運営元が行うこと、並びに当社が当該業務遂行のために必要なユーザー情報を運営元に提供することに同意するものとします。

第 2 条 定義

本規約において使用する用語の意義は、以下のとおりです。

1. 「ユーザー」とは、対象電気需給契約を締結し、本サービスを利用する者を指します。
2. 「登録ユーザー」とは、ユーザーのうち、次条に定める方法により本アプリの初回登録（アカウントの有効化）を完了した者を指します。
3. 「協力店舗」とは、運営元が本アプリ上又は本アプリからリンクされた当該店舗のサイト上でそのサービスを提供することを許諾した店舗を指します。

4. 「クーポン」とは、本アプリ上に掲載した、協力店舗又は運営元の発行する、協力店舗において受けられるサービスを記載したものを指します。

第 3 条 ユーザー登録とアカウントの発行

1. ユーザーは、対象電気需給契約の申込みに際して当社に提供した情報に基づき、本サービスの利用資格を取得するものとします。ただし、当社が諸般の事情を考慮し、その理由を開示することなく本サービスの利用を承諾しない場合があることを、ユーザーはあらかじめ了承するものとします。
2. 当社及び運営元は、本サービスの利用資格を取得したユーザーに対し、本アプリを利用するためのアカウント（以下「ユーザーアカウント」といいます。）を発行します。ユーザーアカウントは、本アプリを利用する端末ごとに発行されます。
3. ユーザーは、本アプリの初回利用時に、当社又は運営元が指定する方法により、メールアドレスやパスワード等の設定（以下「初期設定情報」といいます。）を行い、登録ユーザーとしての登録を完了するものとします。
4. 登録ユーザーは、登録した初期設定情報又は対象電気需給契約における登録情報に変更があった場合には、速やかに、当社の定める方法により、当該変更事項を通知するものとします。
5. 登録ユーザーは、本アプリにログインするためのパスワード等の情報を第三者に譲渡、貸与、開示し、又は使用させてはならないものとします。
6. パスワード等の使用上の過誤、第三者の使用等による不利益、損害、改ざん等は、当社又は運営元の責に帰すべき事由による場合を除き、当該登録ユーザーが一切の責任を負うものとし、当社は責任を負わないものとします。

第 4 条 サービス開始

1. 本サービスは、原則として対象電気需給契約に基づく電気の供給開始日の属する月の翌月 1 日（以下「本サービス利用契約開始日」といいます。）以降の日であって、アカウントが発行された日（本サービス利用契約開始日から第 5 営業日以内とします。）より利用することが可能です。ただし、別段の定めがある場合にはこの限りではありません。
2. 本サービスは、当社が運営元を通じてユーザーに提供するクーポンアプリサービスであって、近隣店舗等におけるクーポンの閲覧及び利用、スポット情報の地図検索、新生活に役立つ情報、ハザードマップ及びデジタルチラシの閲覧等の機能を提供するものとします。

第 5 条 利用料金

1. 本サービスは、対象電気需給契約に付帯して提供される有料サービスです。本サービスの利用料金は、月額 1,980 円（消費税込）とします。当該利用料金は、対象電気需給契約の電気料金等と合算して請求されるものとします。
2. ユーザーは、前項の利用料金を、当社の定める対象電気需給契約の料金支払方法に従い、これらをあわせて支払うものとします。
3. 本サービスの利用料金の課金開始日は、本サービス利用契約開始日の属する月の翌々月 1 日

から生じるものとします。

4. 当社は、運営上の都合により、クーポンを含むサービスの内容、利用料金の変更をすることがあります。
5. 一度支払われた利用料金は、当社又は運営元の責に帰すべき事由がある場合を除き、返金しません。ユーザーの使用するコンピューターの環境等により本アプリが利用できないなどの場合でも、利用料金の減額若しくは免除、又は返金を行いません。

第 6 条 本アプリの利用

1. 登録ユーザーは、本規約に反しない範囲で、当社の定める方法及び条件に従い、本アプリを利用することができます。
2. 登録ユーザーは、私的かつ非営利目的でのみ本アプリを利用することができるものとします。
3. 本アプリを使用するために必要な端末その他の機器、通信回線その他の通信環境等は、ユーザーの費用と責任において準備するものとします。
4. ユーザーは、当社又は運営元が本アプリ中に広告を掲載する場合があることを理解し了承した上で、本アプリを利用するものとします。
5. ユーザーは、当社又は運営元が本アプリ上の情報について配信若しくは提供を停止し又は削除する場合があることを理解し了承の上で、本アプリを利用するものとします。配信停止等につき、当社又は運営元の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は責任を負わないものとします。

第 7 条 クーポンの利用

1. クーポンによって受けることのできるサービスの内容、クーポンの有効期間、クーポンの利用条件等は、クーポンごとに定めるものとします。
2. クーポンを利用する場合、ユーザーは、当該クーポンに定められた利用条件等、協力店舗の利用規約及び指示等に従うものとし、ユーザーの費用と責任において利用するものとします。クーポンの利用に関し、当社又は運営元の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は責任を負わないものとします。
3. クーポンは、本規約に従ってユーザー本人のみが利用することができ、ユーザーはクーポンを本人以外の第三者に利用させてはならないものとします。
4. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、ユーザーは、クーポンを利用できないことがあります。
   (1) ユーザーが本規約や協力店舗が定めるルール等に違反したと判断された場合
   (2) ユーザーが当社、運営元又は協力店舗に対して迷惑行為を行った場合
   (3) その他クーポンを使用させないことが妥当であると当社が判断した場合
5. 当社は、ユーザーが第 3 項に反した場合又は前項に該当すると判断した場合、ユーザーに事前に通知することなく、ユーザーが保有するクーポンの一部又は全部を取り消すことができます。
6. ユーザーがクーポンの有効期間内にクーポンを利用しない場合、クーポンは自動的に失効しま

す。

7. 当社は、取り消され又は失効したクーポンについて、当社又は運営元の責めに帰すべき事由による場合を除き、責任を負わず、再発行しないことができるものとします。

第 8 条 禁止行為

ユーザーは、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならないものとします。

（1）当社、運営元又は他のユーザー等を含む第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為
（2）ユーザーに提供するクーポンその他の情報を、本アプリ以外の方法で利用し又は第三者に利用させる行為
（3）法令に違反する行為
（4）クーポンを第三者に貸与、譲渡若しくは転売し、又は換金する行為
（5）本アプリを私的かつ非営利目的以外の目的で利用する行為
（6）本アプリの運営又は協力店舗の運営等を妨害する行為
（7）その他当社が不適切と判断した行為

第 9 条 利用の停止

1. 当社は、ユーザーが以下の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、当該ユーザーに対し、本アプリの利用を一時的に又は永久に停止し、登録を取り消すことができます。
   （1）本規約に違反した場合
   （2）対象電気需給契約に基づく電気料金等の支払いを遅滞した場合
   （3）支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
   （4）自ら振り出し、若しくは引受けた手形又は小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき
   （5）差押え、仮差押え、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
   （6）租税公課の滞納処分を受けた場合
   （7）死亡した場合
   （8）後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けた場合
   （9）1 か月以上本サービスの利用がなく、当社又は運営元からの連絡に対して応答がない場合
   （10）その他当社が当該ユーザーに対し本アプリの利用が適当でないと判断した場合
2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、ユーザーは、負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払いを行わなければなりません。
3. 当社は、本条によりユーザーに損害が生じた場合であっても、当社又は運営元の責めに帰すべき事由による場合を除き、責任を負いません。

第 10 条 登録の取消し及び電気契約終了時の取扱い

1. ユーザーは、対象電気需給契約が継続している期間中は、自己の登録ユーザーとしての登録を取り消し、又は本サービスの利用契約を解約することはできないものとします。
2. 引越しや他社への切り替えその他の理由により、ユーザーと当社との間の対象電気需給契約が終了した場合、当然に本サービスの利用契約も終了するものとし、ユーザーは、本アプリ及び本サービスに関する一切の利用権限を失うものとします。
3. 前二項に基づきユーザー登録が取り消され、又は利用契約が終了した場合、その時点でユーザーが取得したクーポン及び別紙に定める保険特典の権利も当然に失効・削除され、再発行や補償の適用は行われません。

第 11 条 本アプリの停止等

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は、ユーザーに事前に通知することなく、本サービスの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。
    - 本アプリの点検又は保守作業を行う場合
    - 通信回線の事故、火災、停電、地震、天災地変等により本アプリの運営が困難になった場合
    - その他、本アプリの運営が困難になったと判断した場合
2. 当社は、自己の判断に基づき、本アプリの全部又は一部を変更、配信停止又は終了することができるものとします。
3. 当社は、本アプリの停止、中断、配信停止又は終了に関しユーザー又は第三者に損害が生じた場合、当社又は運営元の責めに帰すべき事由による場合を除き、責任を負いません。

第 12 条 個人情報の取扱い

ユーザーの情報（登録情報のほか、端末利用履歴に関する情報、端末識別情報及びユーザーの個人情報を含みます。）の取扱いに関する事項は、別途当社が定めるプライバシーポリシーに従い、その利用目的の達成に必要な範囲で取り扱うものとします。

第 13 条 権利帰属

1. 本アプリに関する所有権及び知的財産権その他一切の権利（著作権の場合には著作権法第 27 条又は第 28 条に定める権利を含みます。）は、全て当社又は運営元に帰属しています。本アプリの利用許諾は、上記各権利の使用許諾を含みません。
2. ユーザーは、前項に定める権利を侵害する行為（逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みます。）をしないものとします。

第 14 条 保証及び免責

1. 当社は、以下の各号のいずれも保証しません。
    - 本アプリで配信又は提供される情報に関する、内容の正確性、信頼性、適法性、最新性そ

の他一切の事項
    - 本アプリの利用の結果
    - ユーザーによる本アプリの利用が、ユーザーに適用のある法令等に適合すること
2. 本アプリに関しユーザーと他のユーザーとの間、ユーザーと協力店舗との間その他ユーザーと第三者との間において生じた紛争等については、ユーザーの費用と責任で処理するものとし、当社は、当社又は運営元の責めに帰すべき事由による場合を除き、責任を負いません。
3. 本アプリから他のウェブサイトへのリンク又は他のウェブサイトから本アプリへのリンクが提供されている場合でも、本アプリ以外のウェブサイトに関して、当社は、当社又は運営元の責めに帰すべき事由による場合を除き、責任を負いません。
4. 通信回線の不具合等により、ユーザーがクーポンを取得又は利用することができなかった場合であっても、当社は、当社又は運営元の責めに帰すべき事由による場合を除き、責任を負いません。
5. ユーザーと当社との間に消費者契約法が適用される場合、ユーザーの負った損害につき、ユーザーが当社又は運営元に帰責事由があることを証明した場合、当社は、1 万円を上限として、現実に生じた通常かつ直接の損害について責任を負うものとします。ただし、当社又は運営元に故意又は重大な過失がある場合にはこの限りではありません。

第 15 条 権利の譲渡

1. ユーザーは、事前の承諾なく、利用契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 当社が本サービスにかかる事業の全部又は一部を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務、取得したユーザーに関する情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、ユーザーは、かかる譲渡につき本項においてあらかじめ同意したものとします。

第 16 条 協議事項

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、ユーザー及び当社は、互いに誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

第 17 条 準拠法及び管轄裁判所

本規約の準拠法は日本法とし、ユーザーと当社の間に生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【契約・請求に関するお問い合わせ】

連絡先：HTB エナジーワンダーサポート
電話番号：050-2018-1105
受付時間：10:00～18:00（土日祝/年末年始除く）

【サービス内容・アプリ・保険に関するお問い合わせ】

株式会社 ClassLab.（運営元）
Email: support.rirife@classlab.co.jp
大阪府大阪市中央区材木町 1-8 SR ビル本町東 10F

別紙：通信端末修理費用保険特典

1. 概要

サービス「RIRIFE Premium（以下「本サービス」といいます。）」に付随関連して、以下の表に記載された無線通信機能を内蔵した通信端末（以下「対象端末」といいます。）の破損・水濡れ等により生じた損害に関して、引受保険会社をさくら損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）、保険契約者を株式会社 ClassLab.、被保険者を会員とする通信端末修理費用保険契約に基づき、引受保険会社から保険金額を上限とする保険金が支払われる特典をいいます。

2. 対象端末（保険の対象）

（1）本サービスに付随した無線通信機器のうち、以下の表の種別、かつ、以下の条件を満たすものを、対象端末とします。

1. 本サービス利用契約開始日を起算日としてメーカー発売日から 5 年以内の製品であるか、または、メーカー発売日から 5 年以上経過した製品であっても、本サービス利用契約開始日を起算日として 1 年前より後に購入されたことが証明できる端末とします。
2. 本サービス利用契約時に、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に動作している端末。
3. 被保険者の所有する端末。
4. 日本国内で発売されたメーカーの正規品である端末。
5. 日本国内で修理可能なもの、かつ、日本国内で購入可能な端末。
6. 無線通信機能が内蔵された端末。

（2）対象端末は、以下の表に記載される種別に限られます。なお、引受保険会社は、保険の対象（対象端末）を事故が発生した時に登録し、以降は登録端末が保険の対象端末となります。保険金請求をした後、機種変更等により対象端末に変更がある場合は、登録端末機器変更届出書の提出が必要になります。

（3）以下のものは、対象端末から除かれます。

1. 2(1)①の対象期間経過後の端末。
2. 対象端末の周辺機器・付属品・消耗品（AC アダプタ・ケーブル・マウス・キーボード・コントローラー・外付けモニター・バッテリー 外部記録媒体等）。
3. 対象端末内のソフトウェア。
4. レンタル・リースなどの貸借の目的となっている端末。
5. 過去に当該対象端末のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの）以外で、加工・改造・過度な装飾がされた端末。
6. 第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である端末。
7. 日本国外のみで販売されている端末。
8. 本サービス以外の保険、または保証サービス（延長保証サービス等を含みます）等を用いて

修理費用のすべてが填補されたか又は交換が可能な端末。

3. 補償期間

被保険者は、本サービス利用契約開始日の翌月 1 日より本サービス契約期間中、通信端末修理費用保険を利用できるものとします。なお、本特典を利用できる期間の前日以前、または本サービスの提供終了日以降に対象端末に生じた損害に対しては本特典の適用はありません。

4. 保険金額

引受保険会社は、被保険者に以下「5.補償の範囲」の記載に応じて、対象端末に損害（修理費用・交換費用をいいます。）が生じた場合に、1 被保険者あたり 1 年（起算日は本サービス利用契約開始日の翌々月 1 日とします。）につき下記記載の金額を上限として、被保険者が被った実損金額を通信端末修理費用保険金としてお支払いします。ただし、除外事項に該当する場合、保険金は支払われないものとします。

対象端末の種別：スマートフォン

5. 補償の範囲（保険金が支払われる場合と支払われない場合）

対象端末（※1）	保険金額（※2）	ご利用上限回数	免責金額
スマートフォン	修理可能：最大 10 万円（※3） 修理不能：最大 2 万 5 千円（※4）	年 1 回まで（※5）	5 千円（※6）

- ※1 保険金請求時に、対象端末の登録を行います。保険金請求をした後、機種変更等により対象端末に変更がある場合には、事前に「登録端末機器変更届出書」が必要となります。
- ※2 修理可能とは、対象端末をメーカー等で修理をした状況を指します。また、修理不能とは、対象端末のメーカー等での修理が不可能な状況（盗難を含む）を指します。なお、対象端末機器がメーカー保証、通信事業者による補償制度等により、本特典で保険金が支払われる場合と重複した場合には、他の補償制度による補償を優先することとします。
- ※3 対象端末のメーカー保証内の故障の場合は、有償修理に要した実費に対して、最大金額を上限として保険金をお支払いします。なお、修理により同等品を本体交換した場合も修理可能扱いとなります。
- ※4 修理不能となった当該端末の購入価格の 25%の金額に対して、最大金額を上限として保険金をお支払いします。ただし、購入証明書（購入時の価格が記載されている書類）の提出

ができず、同等価格の機器を再購入された場合は、再購入価格の 25%の金額に対して、最大金額を上限として保険金をお支払いします。

- ※5 一被保険者に対して支払われる保険金の上限額は、1 年間(起算日は本サービス利用契約開始日の翌々月 1 日) につき 10 万円です。また、本サービス利用契約開始日の翌々月 1 日より 1 年間の間に 1 端末を上限とし、支払回数は総計 1 回を上限とします。なお同一事故による求償は 1 度きりとします。
- ※6 保険の対象に生じた損害の額が 1 回の事故につき、免責金額(5 千円) を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ、保険金をお支払いいたします。ただし、1 回の事故によって生じた損害の額が、保険金額に相当する額以上となった場合は、保険金の支払額を算出するにあたって、免責金額を適用しません。

【提出必要書類】

区分	提出必要書類
「修理可能」の場合	1. 引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書 2. 修理領収書、修理に関するメーカー・店舗等のレポート等故障を証明できるもの 3. 損害状況・損害品の写真 4. メーカーの発行する保証書 (メーカーの発行する保証書がない場合は、購入日の確認できる領収書や帳票などの証憑)
「修理不能」の場合	1. 引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書 2. 修理に関するメーカーの発行するレポート等の対象端末が修理不能であることを証明できるもの 3. 修理不能となった対象端末の購入時の金額が確認できる領収証や帳票 4. 新規購入した際の領収書等、新規購入したことが証明できるもの※7

	5. 損害状況・損害品の写真 6. 盗難届受理証明（盗難の場合のみ）

※7 事故が起きた対象端末の購入証明書が提出できない場合には提出が必要となります。

■保険金が支払われない場合

「お支払要件」をすべて満たす場合でも、以下のいずれかに当たる場合には、保険金支払の対象外とします。

1. 被保険者の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
2. 被保険者と同居するもの、被保険者の親族、被保険者の法定代理人、被保険者の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
3. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
4. 洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災による損害
5. 台風・旋風・暴風等の風災による損害
6. 引受保険会社が指定した提出必要書類の提出がない場合
7. 被保険者が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合
8. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する場合（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）
9. 公的機関による差押え、没収等に起因する場合
10. 原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
11. 本サービス利用契約開始日の翌々月 1 日前に被保険者に生じた、お支払要件に定める損害
12. 本サービスの利用契約が終了した日の翌日以降に被保険者に生じた、お支払要件に定める損害
13. 対象端末機器が、日本国内で販売されたメーカー（日本国外メーカーを含みます。）純正品以外の通信端末機器および技適マーク・PSE マークを取得していない通信端末機器の場合
14. 対象端末を家族・知人等の個人から、またはオークション・フリーマーケット等から購入・譲受した場合
15. 対象端末が、被保険者以外の者が購入した端末であった場合
16. 対象端末が、被保険者以外の者が使用する端末であった場合
17. 付属品・バッテリー等の消耗品、またはソフトウェア・周辺機器等の、故障、破損、または交換の場合
18. ご購入から 1 年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合（初期不良を含む）
19. 対象端末のメーカーまたは販売店が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する（瑕疵の存在が推定される場合を含む）製品を対象として回収または修理を行った場

合における、回収の原因または修理の対象となる事由
20. すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、対象端末の本体機能に直接関係のない外形上の損傷
21. 対象端末を、加工または改造した場合
22. 対象端末の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣による場合
23. 対象端末にかかった、修理費用以外の費用に関する請求（見積り取得に関する送料、端末機器の送料および費用支払時の事務費用等）
24. 詐欺、横領によって生じた損害
25. 自然の消耗、劣化、縮み、変色または変質による損害
26. ソフトウェアの瑕疵または障害による損害
27. 紛失・置き忘れ・置き引き等およびその間に生じた損害またはこれらに起因する使用不能等の間接損害
28. 日本国外で発生した事故による損害

6. 保険金請求先

1. 運営元サービスページ「https://www.sakura-ins-form.jp/form/686f64ee59122」にアクセスし、WEB 保険金請求画面に移動します。（該当ボタンクリック）
2. WEB ページに表示されているフォームに必要事項を入力します。
3. 必要書類をアップロードします。

保険金請求に関するお問い合わせ先

さくら損害保険 保険金請求窓口 電話番号:0120-982-267

受付時間:10:00~19:00（年末年始は除く）